

「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の骨子（案）

1 目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）及び県民等の責務、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

【趣旨】

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2 定義

- (1) この条例において自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。
- (2) この条例において自動車等とは、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいいます。
- (3) この条例において県民等とは、県内に居住し、滞在し、通勤通学する者をいいます。
- (4) この条例において交通安全団体とは、交通安全に関する普及啓発活動を行う法人、その他の団体をいいます。
- (5) この条例において学校等とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいいます。
- (6) この条例において自転車損害賠償責任保険等とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいいます。
- (7) この条例において自転車貸付事業者とは、自転車の貸付を業とする者をいいます。

【趣旨】

この条例の中で用いられる用語が、どういう意味内容で用いられるかを定めた規定です。

3 基本理念

- (1) 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならないこととします。
- (2) 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に配慮し、尊重し合うことを旨として促進されなければならないこととします。

【趣旨】

自転車の安全で適正な利用を促進するための基本的な理念を示すものです。

4 県の責務

- (1) 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体、国及び市町村と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとします。
- (2) 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとします。

【趣旨】

県の責務を定める規定です。自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施すること、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する取組を支援するため必要な措置を講ずることを定めるものです。

5 自転車利用者の責務

- (1) 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）であることを認識し、次に掲げる事項を励行しなければならないこととします。
 - ア 交差点内を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、必要に応じて一時停止又は徐行をするなど、安全を確認して通行すること。
 - イ 夜間においては、前照灯を点灯するとともに、法その他の自転車に関する法令（公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。）に定める反射器材を備え付け、又は尾灯を点灯すること。
 - ウ 携帯電話用装置の通話若しくは操作をし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して大音量で音楽等を聞きながら運転しないこと。
 - エ 自転車関係法令に規定する場合を除いて二人乗りをしないこと。
 - オ 傘を差して運転しないこと。
 - カ 前各号に掲げるもののほか、自転車関係法令に定める自転車の安全な利用に関する事項
- (2) 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車の確実な施錠を行うよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

自転車利用者の責務を定める規定です。自転車を安全で適正に利用するために自転車利用者が励行すべき事項について定めるものです。

6 県民等の責務

- (1) 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならないこととします。
- (2) 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

県民等の責務を定めた規定です。自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における取組に積極的に参加するよう努めること、また、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めることについて定めるものです。

7 事業者の役割

事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

事業者の役割を定める規定です。自転車通勤又は事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めることを定めるものです。

8 交通安全団体の役割

- (1) 交通安全団体は、交通法規の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならないこととします。
- (2) 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

交通安全団体の役割について定める規定です。自転車の安全で適正な利用促進のための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めること、また、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めることについて定めるものです。

9 県の交通安全教育等

県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとします。

【趣旨】

自転車の安全で適正な利用のための教育及び啓発について定めるものです。

1 0 学校等における交通安全教育等

- (1) 県は、県が設置する学校等において、当該学校等に在学する者に対し、自転車の安全で適正な利用について、その発達段階に応じた教育、指導及び啓発を行うよう努めるものとします。
- (2) 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、当該学校等に在学する者に対し、前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとします。
- (3) 県は、前項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等の設置者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

【趣旨】

学校等における交通安全教育等について定める規定です。県内の学校等において、自転車の安全で適正な利用について発達段階に応じた教育等を行うよう努めること、県は学校等の設置者に対し、前述の教育等を行うよう協力を求めるとともに情報提供等の必要な支援を行うよう定めるものです。

1 1 家庭における交通安全教育等

- (1) 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならないこととします。
- (2) 保護者は、児童又は幼児が自転車を利用するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこととします。
- (3) 高齢者（70歳以上の者をいう。以下同じ。）の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

家庭における交通安全教育等について定める規定です。保護者は、監護する未成年者に対し自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めること、保護者は、児童又は幼児が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めること、また、高齢者の家族は、高齢者に乗車用ヘルメット着用等の助言をするよう努めることについて定めるものです。

1 2 乗車用ヘルメットの着用

- (1) 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこととします。
- (2) 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

乗車用ヘルメットの着用について定める規定です。自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めること、高齢者は、自転車を利用するときは乗車用ヘルメットを着用するよう努めることを定めるものです。

1 3 自転車の点検整備

- (1) 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、事業に使用する、又は貸し付ける自転車について、必要な点検整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検整備をいう。次項において同じ。）を行うよう努めなければならないこととします。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検整備を行うよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

自転車利用者、事業者、自転車貸付事業者は利用し、業務に使用し、または貸し付ける自転車について、保護者は監護する未成年者が利用する自転車について必要な点検整備を行うよう努めることを定めるものです。

1 4 自転車損害賠償責任保険等への加入

- (1) 自転車利用者（未成年を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととします。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととします。
- (3) 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととします。
- (4) 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととします。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでないこととします。

【趣旨】

自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付事業者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこと等を定めるものです。

1 5 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

- (1) 自転車小売業者（自転車の小売を業とする者をいう。）は、自転車を販売し、整備し、又は修理するときは、当該自転車を購入し、又は整備若しくは修理を依頼しようとする者（以下この項において「購入者等」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならないこととします。この場合において、購入者等が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。
- (2) 事業者は、その従業者のうち、通常の通勤方法として、自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならないこととします。この場合において、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。
- (3) 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等について定める規定です。自転車小売業者は購入者等に対し、事業者は自転車を利用して通勤する従業者に対し、保険等加入の有無を確認するとともに、加入が確認できないときは保険等への加入に関する情報を提供するよう努めること、また、自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る保険等の内容に関する情報を提供するよう努めることについて定めるものです。

1 6 情報の提供

- (1) 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 学校等の設置者は、自転車を利用する学生、生徒及び児童並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。

【趣旨】

情報提供について定める規定です。県は市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、情報提供その他の必要な措置を講じること、また、学校等の設置者は、自転車を利用する学生等及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めることについて定めるものです。

17 道路環境の整備

県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めることとします。

【趣旨】

自転車を安全に利用するための道路環境の整備について定めるものです。

18 広報及び啓発等

県は、市町村及び関係団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。）と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとします。

【趣旨】

自転車の安全で適正な利用を促進するための広報及び啓発について定めるものです。